

性暴力対策アドバイザー派遣制度（学校への派遣）実施要項

資料7

1 性暴力対策アドバイザー派遣制度について

(1) 事業目的

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）」第11条に規定された性暴力根絶等に関する教育活動を実施するにあたっては、同条第2項のとおり、県が派遣する専門家によって行うものとされている。この教育活動を実施するため、性暴力対策アドバイザー派遣制度（以下、「アドバイザー派遣」という。）を創設し、専門家等を学校に派遣するもの。

(2) 事業計画

下表のとおり、各校種において先行実施・検証のうえ、全校実施又は希望校実施を行っていく。全校実施を行っていく校種については、各校種において在籍中に最低1回（中等教育学校は前期課程、後期課程それぞれ1回ずつ）は各児童生徒が受講できるよう、小学校高学年（5、6年生）は2年、中学生以上は3年サイクル（定時制及び単位制含む。特別支援学校は別途検討）でアドバイザーを派遣する。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
公立	高校生	先行実施・検証→		全校実施→		
	中学生	先行実施・検証→		全校実施→		
	小学校高学年	先行実施・検証→		全校実施→		
	小学校低、中学年	-			先行実施・ 検証（※）	希望校実施→
	特別支援学校生	先行実施・検証→				全校実施→
私立学校生		先行実施・検証→		希望校実施→		

※小学校低、中学年の実施について、令和2年度の事業開始時は令和4年度から先行実施・検証を行うこととしていたが、令和4年度は小学校高学年、中学生及び高校生の全校実施の体制を整える必要があるため、令和5年度からの実施に変更。

【各年度の実施校数（R4～R6 予定）】

○小学校高学年、中学校及び中等教育学校前期課程

所管	小学校（5、6年生）			中学校及び中等教育学校前期課程			
	学校数	R4実施校	R5実施校	学校数	R4実施校	R5実施校	R6実施校
福岡教育事務所	121	61	60	59	19	20	20
北九州教育事務所	47	23	24	19	7	6	6
北筑後教育事務所	79	40	39	34	11	11	12
南筑後教育事務所	89	44	45	35	12	11	12
筑豊教育事務所	58	29	29	33	11	11	11
京築教育事務所	48	24	24	20	7	7	6
福岡市教育委員会	145	72	73	69	23	23	23
北九州市教育委員会	129	65	64	62	20	21	21
県高校教育課	-	-	-	5	2	2	1
計	716	358	358	336	112	112	112

○高等学校及び中等教育学校後期課程

所管	学校数	R4実施校	R5実施校	R6実施校
県高校教育課※	111	36	37	38
福岡市教育委員会	4	1	1	2
北九州市教育委員会	1	1		
久留米市教育委員会	2		1	1
市町組合	2		1	1
計	120	38	40	42

※県高校教育課については、課程数

(3) アドバイザー

福岡県臨床心理士会又は性暴力関係機関等から県に推薦された者若しくは県内の学校に勤務するスクールカウンセラーのうち、県が実施する養成講座を修了した者  
(資料1「性暴力対策アドバイザーについて」のとおり)

(4) 教材

本派遣事業用のテキスト及び指導の手引きを使用して講義を行う。

2 令和4年度実施について(予定)

(1) 実施時期

令和4年4月から令和5年3月まで

(2) 実施校数(令和4年4月時点)

- ① 小学校高学年(5, 6年生): 358校
- ② 中学校: 112校
- ③ 高等学校(全日制、定時制): 38校
- ④ 特別支援学校(知的): 9校

(3) 受講単位

原則として、50名程度の規模での実施

※新型コロナウイルス対策として密集を避ける趣旨であり、学校判断により変更可能

### 3 実施内容

#### (1) 講義のねらい、目標の設定

##### 【全体の到達目標】

性に関することを含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、具体的な場面で、性暴力とならない人との接し方を選択することができる。

また、性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、暴力の責任は加害者であり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。さらに、被害に遭った人にとってさらにつらい状況にならないよう基本的な配慮をしようとする。

##### 【各校種における到達目標】

###### 〈小学校低・中学年〉

###### 「大事なところ」について知る

- ① 「大事なところ」はどこかを知る。
- ② 「大事なところ」の約束「見ない・見せない・さわらない・さわせない」を知る。
- ③ いいタッチ／わるいタッチを知る。
- ④ 信頼できる大人に相談できること（権利）を知る。

###### 〈小学校高学年〉

###### 「境界線」について知る。

- ① 「境界線」を知る。
- ② コミュニケーションスキルとして「イヤ」と言えるようになる。
- ③ 信頼できる大人に相談する権利があることを知る。

###### 〈中学校〉

###### 性暴力は権利の侵害であることを知る。

- ① 性暴力の背景を知る。
  - (1) 「女らしさ」「男らしさ」がどのように押しつけられているかを探る。
  - (2) 対等な関係について考える。
  - (3) 「境界線」をこえるときの確認（同意）を知る。
- ② 性暴力の事例を知る。
- ③ 信頼できる大人（先生、保護者、相談機関等）や友達に相談することの大切さや、相談先（校内の相談体制や外部の相談機関）を知る。

###### 〈高等学校〉

###### 性暴力の実態と社会の取り組みを知る。

- ① 性暴力は身近で発生していることを知る。
- ② 被害の影響を知る。
- ③ 二次被害を生まないためのまわりの行いを知る。
- ④ 性暴力についての社会の取り組みとその役割を知る。

###### 〈特別支援学校〉

小学校低・中学年～高等学校の内容に準じ、受講児童生徒の障がいの状態、発達の段階に応じて個別に内容を検討。

## (2) 展開例

時間	主な内容	留意点
導入 5分	1. 講師の自己紹介 2. 受講上の注意点	○受講上の注意点としては、受講中に不調を来して退出したい等の場合に学校の教師に申し出て良いこと等を伝える。
展開 35分	1 授業のねらいや全体像を知る 2 講師からの講義	○授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像を説明する。 ○講師からの一方向のみではなく、講師と児童生徒の双方向や児童生徒間での対話が生まれるよう、質問と挙手やワーク等を用いてやりとりを行う。
まとめ等 10分	1 全体のまとめ 2 質疑応答	○講師から、特にこれだけでも覚えておいてほしいということを改めて強調する。

## (3) 教科等における位置づけの例

### <小学校>

- ・特別活動>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全>イ よりよい人間関係の形成  
>ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

### <中学校>

- ・特別活動>学級活動>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全  
>ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応

### <高等学校>

- ・家庭>家庭基礎>A人の一生と家族・家庭及び福祉>(2) 青年期の自立と家庭・家族
- ・特別活動>ホームルーム活動>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全  
>イ 男女相互の理解と協力、エ 青年期の悩みや課題とその解決、オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

## (4) 実施上の留意点

- ・原則として各学校への派遣は対象年度に1回のみとする。学級単位、クラス単位での受講等、複数回の講義を要する場合、派遣日に時限をずらすなどして実施。
- ・実施通知や保護者会での説明等により、保護者に対して講義を実施する趣旨や講義の概要等の説明を行い、児童生徒に配慮が必要な場合は学校に相談してもらうよう周知する（資料2「保護者通知文書の例」参照）。

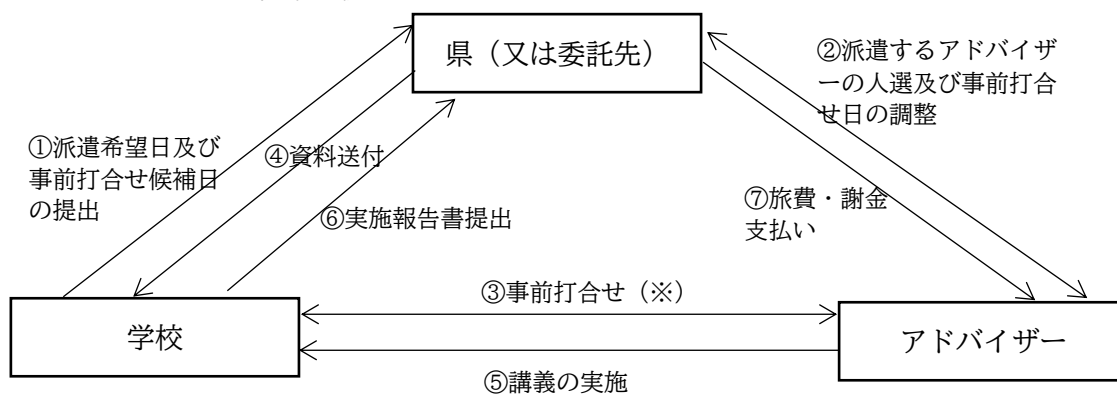
- ・担任等の学級指導等において児童生徒への講義の趣旨説明を行い、受講に際し心配事がある等の場合は教師に相談するよう伝える（資料3「受講児童生徒への事前アナウンスの案」参照）。
- ・事前に配慮が必要と把握している児童生徒、保護者や本人から相談のあった児童生徒に対しては、資料4「個別対応が必要な児童生徒への対応について」を参考に対応する。
- ・授業実施の際は、担任等の教員が受講児童生徒の様子を見守り、必要時に対応ができる体制をとっておくこと。
- ・授業実施後は、必要に応じて実施内容（授業でどのようなことを扱ったか、相談先等を記載）を保護者に周知する。
- ・受講後に児童生徒からの相談があった場合のフォローアップについて、校内の関係者（担任、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等）で情報共有を行っておく。
- ・学校は、派遣実施後、「福岡県性暴力対策アドバイザー登録・派遣事業」実施要綱第8条に定める「福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書（様式第4号）」（資料5）を県（生活安全課）に提出するものとする。
- ・事業の効果検証のため、県（生活安全課）において、学校を抽出し、児童生徒及び教員へのアンケートを実施予定。アンケートを依頼する学校数や実施方法については検討中。

## 性暴力対策アドバイザーについて

### 1 アドバイザーの登録について

- ・アドバイザーは、以下の流れにより登録される。
  - (1) 所属団体からの推薦又はスクールカウンセラーからの養成講座受講の申し込み（団体→県、スクールカウンセラー→県）
  - (2) 養成講座の受講・到達テストの受講（県→候補者）
  - (3) 到達テスト合格者への修了証の交付（県→修了者）
  - (4) アドバイザー調書（資格、実績等）の提出（修了者→県）
  - (5) アドバイザー委嘱、登録（県→委嘱者）
- ・登録の有効期限は、登録された日から3年以内で知事が定める期間とする。ただし、再登録を妨げない。

### 2 アドバイザーとしての仕事の流れ



※アドバイザーの負担軽減のため、県において実施することを検討中。

### 3 アドバイザーとして活動するまでの基本的な流れ

- (1) アドバイザー養成講座において到達テストに合格、テキスト等の解説を受講
- (2) 既に活動している先輩アドバイザーの講義を見学
- (3) 先輩アドバイザーとペアで学校の打合せや講義を行う
- (4) 1人で活動を開始

### 4 講師謝金等

アドバイザーとして学校との打ち合わせ及び講義を行った時間に対して、30分単位で謝金を計算して支払いを行う（移動に要した時間は含まれない）。また、学校までの移動に要した交通費についても支給する（謝金及び旅費について、源泉徴収を行う）。

保護者向け通知例

令和 年 月 日

保護者各位

〇〇〇〇〇学校長

性の健康と権利に関する教育の実施について

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本校においては、専門家をお招きし、性の健康と権利に関する講義を実施することとしております。

この教育は、自分も相手も大切にするコミュニケーション力を身につけ、社会の中で自他の安全を守って生活するための基本的なスキルを身につけることを目的としています。その中で性被害のことや、もし被害にあった場合に助けを求めることの大切さや方法も学びます。本校としては、子ども達が生きる力を育むうえでの大切な教育内容と考えております。

つきましては、下記のとおり全校生徒（〇学年の全児童生徒）に対し授業を実施しますので、保護者の皆様にお知らせします。

記

1 日時

令和 年 月 日（曜日） 時間目

2 講師

（性暴力被害者支援センター・ふくおか相談員、スクールカウンセラー等）

3 講義内容

- 小学校高学年
  - (1) 境界線ってなに？
  - (2) 性の境界線
  - (3) 性暴力にあったとき
- 中学生
  - (1) 「境界線」の話
  - (2) 性暴力ってどんなこと？
  - (3) 性暴力って何で起こるの？
  - (4) もし性暴力にあったら
- 高校生
  - (1) 「境界線」の話
  - (2) 性暴力とは
  - (3) 性暴力被害後の影響
  - (4) 「二次被害」について
  - (5) もしあなたが性暴力にあったら
  - (6) もし友達が性暴力にあったら

4 その他

受講にあたり、児童生徒に配慮が必要であるなどの事情がある場合は〇〇（担任等）にご連絡ください。

〇年〇組（担任） 〇〇 〇〇  
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

## 受講児童生徒への事前アナウンスの案

※保護者への通知文を配付するタイミングでクラス全体へアナウンスすることを想定している。

- ・今度、外部講師を招いて、性に関することや人とのコミュニケーションについての授業をして頂くことになっている。
- ・自分も相手も大切にするというのとはどういうことか、自分と相手の安全、安心の守り方、性暴力のこと、もし被害にあってしまったらどうしたらいいか、といったことを教えてもらう。
- ・○月×日△時間目に、全校児童生徒（○学年全児童生徒）で授業を受ける。
- ・この授業を受けることは、保護者にもおたよりで伝える。
- ・心配なこと、気になることがあったら、事前に先生に伝えてほしい。



## 個別対応が必要な児童生徒への対応について

### 1 個別に配慮が必要な児童生徒への対応について（授業前）

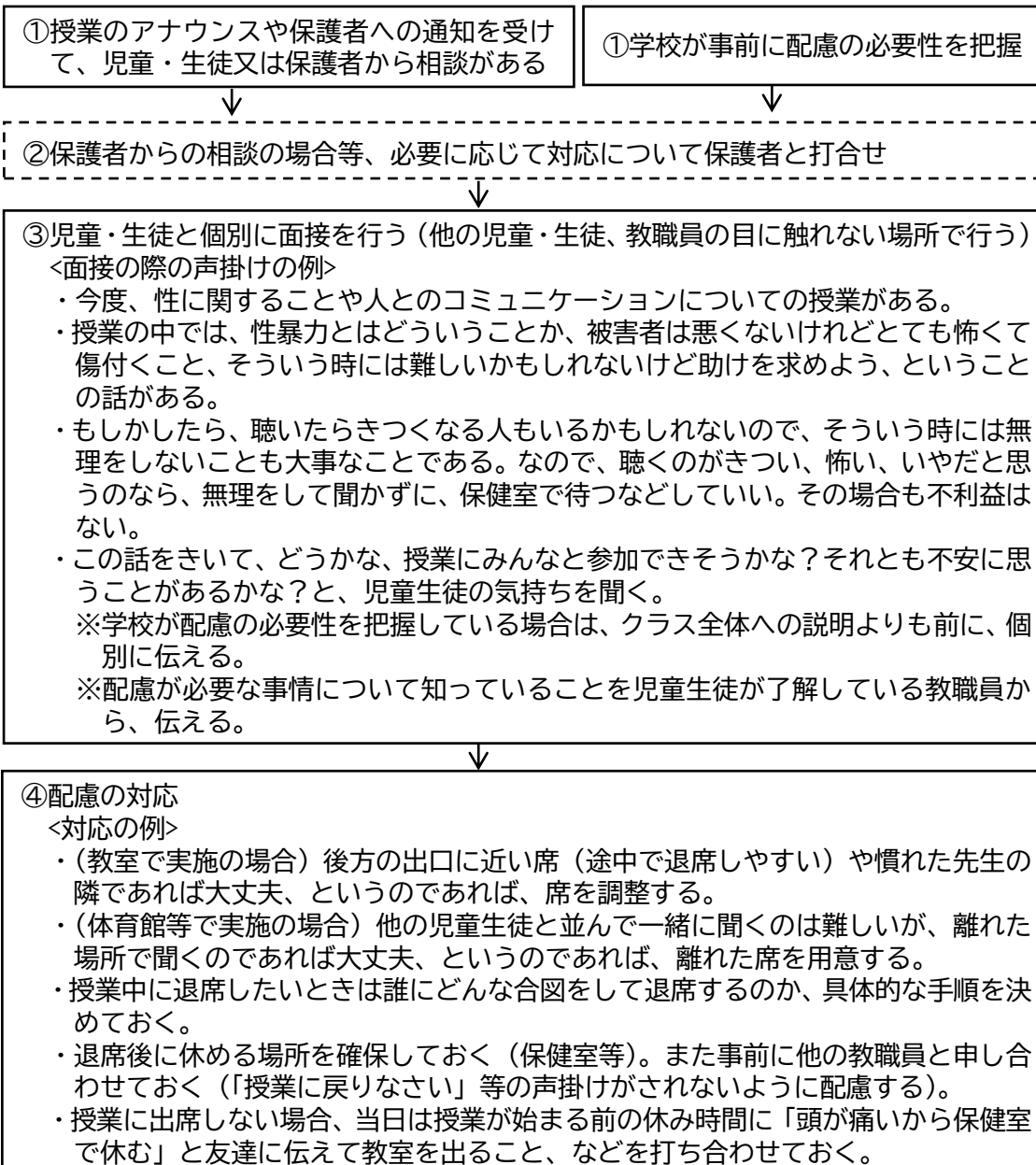
#### ○ 個別に配慮を行う目的

- ・性暴力の話題で混乱すると予想されるような児童生徒が、無理のない範囲で、安心して授業に参加できるようサポートする。（授業を受けなければならないわけではない。）
- ・授業や性暴力に関する話題を扱うことに対する不安な気持ちを話せるようであれば、どのように不安なのかを聞き、どう対処したらよいか一緒に考えることで、学校生活への安心感を高める。

#### ○ 配慮が必要な児童生徒の例

- ・性被害（家庭内での性的虐待を含む）を受けたことのある児童生徒
- ・家庭内に性被害を受けたことのある人（きょうだい等）がいる児童生徒 等

#### ○ 配慮の方法



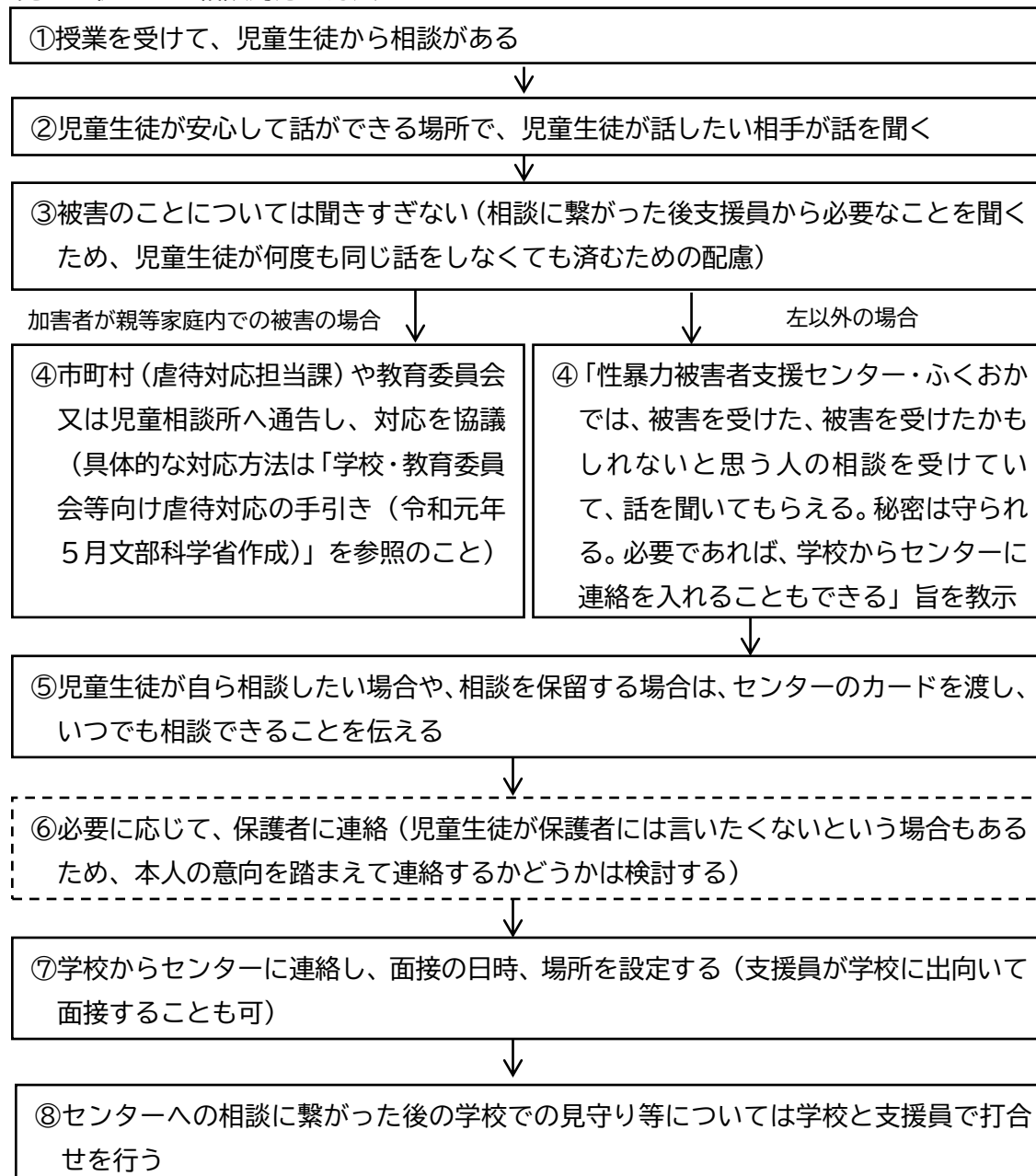
## 2 生徒から相談があった場合の対応について（授業後）

### ○性暴力被害者支援センター・ふくおかについて

全都道府県に設置されている、性暴力被害者の相談から医療的、法的支援までをワンストップで支援する相談機関。

- ・設置主体：県（生活安全課）
- ・委託先：公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター
- ・設置場所：福岡市内（住所は非公表）
- ・電話番号：092-409-8100（#8891）
- ・開設時間：24時間365日（年中無休）
- ・相談員の職種：心理職、看護師、社会福祉士等の有資格者
- ・支援内容：電話相談、面接相談、医療機関付添い、医療費（身体、精神）公費支出、カウンセリング、証拠資料採取、無料弁護士相談、緊急宿泊等

### ○児童生徒からの相談対応の方法について



様式第4号

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿  
(人づくり・県民生活部生活安全課)

団体等の名称  
代表者氏名

福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書

下記のとおりアドバイザーの派遣を受けましたので報告します。

派遣期日	年 月 日 曜日		
派遣時間	: ~ :		
打合せ日時	<input type="checkbox"/> 同日 ( 時頃) <input type="checkbox"/> 月 日 ( 時頃)		
派遣場所の 住所・名称	〒 電話: ( )		
対 象 者		参加人員	人
アドバイザー名			
開催概要・ 感想等			

添付資料:当日の資料、実施状況の写真2,3枚を添付してください。